

◎新潟県告示第624号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年4月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
原消化器内科医院	新発田市豊町4丁目5番1号	平成25年4月2日
中谷医院	五泉市太田2-6-39	平成25年4月1日
小野耳鼻科医院	胎内市大川町15番10号	平成25年4月2日
さんか歯科医院	上越市栄町1-3	平成25年4月1日
川西歯科	十日町市春日102	平成25年4月1日
堀田歯科医院	村上市学校町3-50	平成25年4月1日
酒井歯科医院	佐渡市羽茂本郷406-1	平成25年4月1日
トモエ薬局春日野店	上越市春日野1-14-9	平成25年4月1日
トモエ薬局高田店	上越市樋場2街区1-1	平成25年4月1日
クスリのアオキ新発田豊町薬局	新発田市豊町4丁目9番5号	平成25年4月1日
さくら薬局	燕市殿島2-10-14	平成25年2月1日
みらい ぼたん薬局	五泉市太田2-6-44	平成25年4月1日
あるも薬局 六日町店	南魚沼市六日町1882-1	平成25年4月1日
ピアスマイル薬局	胎内市あかね町26番27号	平成25年4月1日